

# 長崎県鳥インフルエンザ防疫マニュアル

平成 25 年 05 月一部改訂  
平成 25 年 12 月一部改訂  
平成 26 年 12 月一部改訂  
平成 27 年 11 月一部改訂  
平成 29 年 11 月一部改訂  
令和 03 年 11 月一部改訂  
令和 05 年 08 月全部改訂  
令和 07 年 04 月一部改訂

# 目 次

基本方針等	P. 1
I 本県における組織体制及び連絡体系	I - 1
1 鳥インフルエンザ発生時の危機管理体制	I - 2
2 長崎県鳥インフルエンザ防疫対策本部	I - 3
3 長崎県農林部防疫対策本部	I - 5
4 連絡体系	I - 6
異常家きん通報時	I - 6
簡易検査陽性時	I - 7
佐賀県での簡易検査陽性確認（農場で簡易検査陽性）時	I - 8
佐賀県・熊本県での簡易検査陽性確定時	I - 9
佐賀県・熊本県での遺伝子検査陽性時	I - 10
II 防疫対策の概要	II - 1
1 リスクレベルの区分	II - 2
2 リスクレベル評価	II - 3
3 発生時の防疫措置の流れ	II - 7
4 発生時防疫対応タイムフロー	II - 8
5 発生時における市町の役割	II - 12
6 発生時における畜産関係団体等の役割	II - 13
7 発生時におけるその他の団体等の役割	II - 13
8 発生防止対策のための家きん飼養者の役割 関係機関・団体等の役割分担	II - 14 II - 15
III 異常家きん通報から簡易検査陽性までの措置	III - 1
1 異常家きんの症状	III - 2
2 異常家きんの通報（届出）	III - 2
3 通報を受けた家保等の対応	III - 3
4 初動防疫の準備	III - 4
5 農場への立入検査（簡易検査の方法）	III - 7
6 簡易検査結果の連絡	III - 8
7 病性鑑定材料の輸送	III - 8
8 疫学情報の確認	III - 9
9 隣県からの通報に対する本県の対応	III - 9
IV 簡易検査陽性から疑似患畜決定までの作業	IV - 1
1 対策本部の設置	IV - 2
2 疑い事例（簡易検査陽性）のプレスリリース等	IV - 2
3 発生農場等周辺住民への防疫措置の説明	IV - 2

4	緊急防疫作業	IV-2
5	初動防疫の準備	IV-3
6	動員の考え方	IV-6
	発生規模別必要人員数（採卵鶏）	IV-10～17
	発生規模別必要人員数（肉用鶏）	IV-18～22
7	防疫作業従事者の輸送バスの確保	IV-26
8	必要資材調達と運搬	IV-29
9	準備状況のチェック及び報告	IV-31
10	後方支援センター、農場拠点の設営	IV-31
V	疑似患畜決定後の作業	V-1
1	疑似患畜の決定	V-2
2	疑似患畜決定のプレスリリース等	V-2
3	制限区域内農家等への周知	V-2
4	通行の制限又は遮断	V-2
5	家さん及び汚染物品の評価	V-3
6	防疫作業	V-4
	（1）現地の防疫態勢	V-4
	（2）作業サポート体制	V-5
	（3）現場作業態勢	V-12
	（4）情報伝達・共有体制	V-13
	（5）農場での防疫作業	V-14
	（6）埋却地での作業	V-33
	（7）汚染物品の埋却以外の処理方法	V-49
	（8）家さん舎等の消毒	V-49
	（9）撤収作業	V-49
7	安全管理対策等	V-50
8	制限区域内の周辺農場の調査	V-51
VI	消毒ポイントの設置と作業	VI-1
1	消毒ポイントの決定	VI-2
2	消毒ポイントでの作業	VI-8
3	消毒ポイント作業の委託	VI-11
4	道路・港湾等占用・使用許可の手続き	VI-13
5	警察機関への協力依頼	VI-14
6	関係機関等への周知	VI-14
VII	移動制限措置の解除	VII-1
1	制限の解除	VII-2
2	終息宣言	VII-2

# 長崎県鳥インフルエンザ防疫マニュアル

## 1 目的

このマニュアルは、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザが長崎県内で発生した場合、本県養鶏産業の被害を最小限に抑えるために必要な対策を、迅速かつ的確に実施するために策定するものである。

## 2 基本方針

県は、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの防疫措置について、「家畜伝染病予防法」(昭和 26 年 5 月 31 日法律第 166 号。以下「法」という。)、 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫方針」(令和 3 年 10 月 1 日付け農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。)、 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(令和 3 年 10 月 1 日付け 3 消安第 3495 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「防疫指針留意事項」という。)、長崎県家畜伝染病予防法施行細則(昭和 27 年 8 月 12 日長崎県規則 44 号)及び長崎県家畜伝染病予防規則(昭和 27 年 8 月 12 日長崎県規則 45 号)に定めるもののほか、本マニュアルに基づき実施する。

### (1) 発生予防

本病の対策は、農場等への本病の病原体の侵入防止を図ることが重要である。そのため、県は、近隣諸国や国内における発生状況等の正確な情報提供に努める。また、家きんの所有者は、本病の発生予防に関する知識の普及・啓発に努め、的確な発生予防措置が講じられるよう、法に基づく「飼養衛生管理基準」の遵守を図る。

### (2) 早期発見・通報

県は、本病の迅速な初動防疫対応のため、日頃から家きんの所有者に対し、本病の特性や侵入の危険性について周知を図り、本病を疑うような症例があった場合は、速やかに獣医師又は最寄りの家畜保健衛生所(以下「家保」という。)に通報するよう啓発する。

### (3) 迅速な初動防疫措置

本病のまん延防止のためには、迅速な初動防疫を実施することが重要である。一連の防疫作業においては、県をはじめ、市町、関係団体、家きん飼養者等が十分に連携し、迅速かつ的確な防疫措置を実施する。

### 3 鳥類のインフルエンザ

鳥類のインフルエンザは、A型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、法では、そのうち、次の3つを規定している。本マニュアルは（1）と（2）について規定するものである。

#### （1）高病原性鳥インフルエンザ（以下「HPAI」という。）

国際獣疫事務局（OIE）が作成した判断基準により HPAI ウイルスと判定された A 型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病。

#### （2）低病原性鳥インフルエンザ（以下「LPAI」という。）

H5 又は H7 亜型の A 型インフルエンザウイルス（HPAI ウイルスと判定されたものを除く。）の感染による家きんの疾病。

#### （3）鳥インフルエンザ

HPAI ウイルス及び LPAI ウイルス以外の A 型インフルエンザウイルスの感染による家きんの疾病。

HPAI ウイルスは、伝播力が強く、高致死性であることから、ひとたびまん延すれば、長崎県の養鶏産業に及ぼす影響は甚大である。また、海外では、家きん等との接触に起因する HPAI ウイルスの感染による人の死亡事例も報告されており、公衆衛生上の観点からも本ウイルスのまん延防止は重要である。

LPAI ウイルスは、HPAI ウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず発見が遅れるおそれがあり、また、海外では、HPAI ウイルスに変異した事例も確認されているため、HPAI ウイルス同様に摘発淘汰を基本とする防疫措置を行う。